

# 3月定例教育委員会

## 新旧対照表

(令和2年3月12日)

### 議案

- 第2号 丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)・・・1頁
- 第5号 丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)・・・5頁
- 第6号 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (こども未来課)・・・6頁

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第5条 職員とは、校長のほか教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校参事、学校主幹、学校副主幹、主査、副主査、事務職員、学校栄養職員他所定の職務に携わる任期付職員、臨時的任用職員、非常勤嘱託員、<u>日々雇用職員</u>（以下「職員」という。）をいう。</p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 職員とは、校長のほか教頭、主幹教諭、<u>主任教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校参事、学校主幹、学校副主幹、主査、副主査、事務職員、学校栄養職員他所定の職務に携わる任期付職員、臨時的任用職員、<u>会計年度任用職員</u>、非常勤嘱託員（以下「職員」という。）をいう。</p> <p>(教育職員における超過勤務時間の上限)</p> <p>第14条 委員会は、職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員に相当する者（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1ヵ月について45時間</p>

(校長の専決)

第14条 校長は、次の各号に掲げる事項につき専決することができる。

- (1) 校長の宿泊を要しない旅行に関する事。
- (2) 所属職員の旅行、休暇（産前、産後の休暇、組合休暇を除く。）、欠勤その他服務に関する事。
- (3) 所属職員の住居手当の認定等に関する事。
- (4) 所属職員の扶養手当の認定等に関する事。
- (5) 所属職員の通勤手当の認定等に関する事。

(2) 1年について360時間

2 委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1ヵ月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1ヵ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月及び5ヵ月の期間を加えたそれぞれの期間において1ヵ月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1ヵ月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6ヵ月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月17日文部科学省告示第1号）によるものとする。

(校長の専決)

第15条 校長は、次の各号に掲げる事項につき専決することができる。

- (1) 校長の宿泊を要しない旅行に関する事。
- (2) 所属職員の旅行、休暇（産前、産後の休暇、組合休暇を除く。）、欠勤その他服務に関する事。
- (3) 所属職員の住居手当の認定等に関する事。
- (4) 所属職員の扶養手当の認定等に関する事。
- (5) 所属職員の通勤手当の認定等に関する事。

- (6) 定例軽易な承認に関する事。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長の2日以上休暇並びに宿泊を要する出張の承認、職員の引き続き7日以上旅行又は休暇の承認及びその他の異例にあたる事項の処理については、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。
- 3 校務運営に関し次の事項について専決することができる。
- (1) 勤務時間の割振り及び週休日等の振替に関する事。
- (2) 休日勤務及び振替に関する事。
- (学校経営方針等の報告)
- 第15条 校長は次の各号に掲げる事項について、学年始めに、委員会に報告しなければならない。
- (1) 学校経営方針と重点
- (2) 教科指導、道徳人権(同和)指導、特別活動等の重点
- (3) 健康及び安全管理に関する指導の重点
- (4) 校務分掌
- 2 校長は、第2条第3号から第5号までの休業日における学校管理、指導計画等の重点を各休業日前に委員会に報告しなければならない。
- (事故の発生)
- 第16条 学校又は学校付近に感染症が発生したときは、校長は、学校医又は保健所長の意見を添えて、速やかに委員会に報告しなければならない。
- 2 児童生徒又は園児並びに職員に感染症以外の集団的な疾病が生じたとき、又は傷害、死亡その他交通事故等が発生したときは、校長は速やかに委員会に報告しなければならない。
- (警備及び防災)
- 第17条 校長は、学年始めに学校警備及び防災の計画を定め、委員会に報告しなければならない。
- 2 前項の警備及び防災計画は、児童生徒又は園児の安全確保及び学校無人化に伴う措置が講じられていなければならない。

- (6) 定例軽易な承認に関する事。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長の2日以上休暇並びに宿泊を要する出張の承認、職員の引き続き7日以上旅行又は休暇の承認及びその他の異例にあたる事項の処理については、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。
- 3 校務運営に関し次の事項について専決することができる。
- (1) 勤務時間の割振り及び週休日等の振替に関する事。
- (2) 休日勤務及び振替に関する事。
- (学校経営方針等の報告)
- 第16条 校長は次の各号に掲げる事項について、学年始めに、委員会に報告しなければならない。
- (1) 学校経営方針と重点
- (2) 教科指導、道徳人権(同和)指導、特別活動等の重点
- (3) 健康及び安全管理に関する指導の重点
- (4) 校務分掌
- 2 校長は、第2条第3号から第5号までの休業日における学校管理、指導計画等の重点を各休業日前に委員会に報告しなければならない。
- (事故の発生)
- 第17条 学校又は学校付近に感染症が発生したときは、校長は、学校医又は保健所長の意見を添えて、速やかに委員会に報告しなければならない。
- 2 児童生徒又は園児並びに職員に感染症以外の集団的な疾病が生じたとき、又は傷害、死亡その他交通事故等が発生したときは、校長は速やかに委員会に報告しなければならない。
- (警備及び防災)
- 第18条 校長は、学年始めに学校警備及び防災の計画を定め、委員会に報告しなければならない。
- 2 前項の警備及び防災計画は、児童生徒又は園児の安全確保及び学校無人化に伴う措置が講じられていなければならない。

第18条 削除

丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の<u>6</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の<u>5</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則新旧対照表

現行	改正案																																
<p>丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則 (略) 別表(第9条関係)</p>	<p>丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則 (略) 別表(第9条関係)</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 529 848 577">区分</th> <th data-bbox="848 529 1122 577">1食あたりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 577 848 625">幼稚園及び認定こども園の園児</td> <td data-bbox="848 577 1122 625">230円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 625 848 713">幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員</td> <td data-bbox="848 625 1122 713">250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 713 848 761">中学校の生徒及び職員</td> <td data-bbox="848 713 1122 761">280円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 761 848 809">特別支援学校の幼稚部幼児</td> <td data-bbox="848 761 1122 809">230円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 809 848 857">特別支援学校の小学部児童</td> <td data-bbox="848 809 1122 857">250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 857 848 944">特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員</td> <td data-bbox="848 857 1122 944">280円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 944 848 992">学校給食センターの職員</td> <td data-bbox="848 944 1122 992">280円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1食あたりの単価	幼稚園及び認定こども園の園児	230円	幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	250円	中学校の生徒及び職員	280円	特別支援学校の幼稚部幼児	230円	特別支援学校の小学部児童	250円	特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	280円	学校給食センターの職員	280円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 529 1740 577">区分</th> <th data-bbox="1740 529 2016 577">1食あたりの単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 577 1740 625">幼稚園及び認定こども園の園児</td> <td data-bbox="1740 577 2016 625">230円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 625 1740 713">幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員</td> <td data-bbox="1740 625 2016 713">250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 713 1740 761">中学校の生徒及び職員</td> <td data-bbox="1740 713 2016 761">280円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 761 1740 809">特別支援学校の幼稚部幼児</td> <td data-bbox="1740 761 2016 809">230円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 809 1740 857">特別支援学校の小学部児童</td> <td data-bbox="1740 809 2016 857">250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 857 1740 944">特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員</td> <td data-bbox="1740 857 2016 944">280円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 944 1740 992">学校給食センターの職員</td> <td data-bbox="1740 944 2016 992">280円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1食あたりの単価	幼稚園及び認定こども園の園児	230円	幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	250円	中学校の生徒及び職員	280円	特別支援学校の幼稚部幼児	230円	特別支援学校の小学部児童	250円	特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	280円	学校給食センターの職員	280円
区分	1食あたりの単価																																
幼稚園及び認定こども園の園児	230円																																
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	250円																																
中学校の生徒及び職員	280円																																
特別支援学校の幼稚部幼児	230円																																
特別支援学校の小学部児童	250円																																
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	280円																																
学校給食センターの職員	280円																																
区分	1食あたりの単価																																
幼稚園及び認定こども園の園児	230円																																
幼稚園及び認定こども園の職員並びに小学校の児童及び職員	250円																																
中学校の生徒及び職員	280円																																
特別支援学校の幼稚部幼児	230円																																
特別支援学校の小学部児童	250円																																
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒並びに職員	280円																																
学校給食センターの職員	280円																																
<p>備考</p> <p>1 幼稚園若しくは認定こども園の園児又は特別支援学校の幼稚部幼児(以下「園児等」という。)で、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯のもの、<u>市民税非課税世帯</u>のものの学校給食費は、無料とする。</p> <p>2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯</p>	<p>備考</p> <p>1 幼稚園若しくは認定こども園の園児又は特別支援学校の幼稚部幼児(以下「園児等」という。)で、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯、<u>市民税非課税世帯又は市民税所得割額が77,101円未満である世帯</u>のものの学校給食費は、無料とする。</p> <p>2 同一世帯において兄弟姉妹が2人以上いる場合の当該世帯</p>																																

の園児等の学校給食費は、2人目の園児等にあつては本表に定める額の半額とし、3人目以降の園児等にあつては無料とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において、市民税所得割額が48,600円以上77,101円未満である世帯が次の各号に掲げる世帯のいずれかに該当するときの当該世帯の園児等の学校給食費は、1人目の園児等にあつては1食あたり46円とし、2人目以降の園児等にあつては無料とする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療養手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象

の園児等の学校給食費は、2人目の園児等にあつては本表に定める額の半額とし、3人目以降の園児等にあつては無料とする。

(削除)



児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める  
国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定  
める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 前項における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

5 第3項の市民税所得割額の計算に当たっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

6 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。

3 第1項における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

4 第1項の市民税所得割額の計算に当たっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

5 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に掲げる女子又は同令第2条第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合におけるこの表の階層区分は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額により判定するものとする。